

「LACHIC パサージュ」イベントスペース

利 用 細 則



(株)三越伊勢丹 ラシック

「LACHIC パサージュ」イベントスペースご利用にあたって

ラシックパサージュのご利用にあたって、会場設営・催物開催及び運営は安全かつ効率的に行ってください。ご利用されるすべての関係者の方々に「利用細則」を周知徹底していただき遵守くださいますようお願いいたします

INDEX

会場計画・設営上の注意について

防火・防災管理要領について

喫煙・裸火の使用・危険物の持込みについて

電気工事施工上の注意について

原状回復について

会場計画・設営上の注意について

1. 安全確保

・来場者、主催者・関係者の安全を常に心掛けて、会場を計画・設営をしてください。

2. スケジュール

・設営及び撤収の時間もイベントスペース利用申込時間に含めて、全体スケジュールを立ててください。

3. 避難通路の確保

・会場内には、災害時の避難のための通路として、催物の性格や規模に応じて十分な幅員を確保した避難通路(主要及び補助)を設置してください。

・主要避難通路は、幅3,000mm以上で確保し、避難口に(出入口)に直通させてください。

・補助避難通路は、幅1,200mm以上で確保し、主要避難通路に接続させてください。

・避難口への主要避難通路は、容易に避難口を見通せるようレイアウトしてください。

・避難通路は、行き止まり(袋小路)をつくらないようにしてください。

・避難通路や避難口には、避難の支障となる設備や物を設置しないでください。

・安全のため、なるべく電気ケーブル等が避難通路を横断しないように計画・施工してください。やむを得ず横断する場合は、つまずき・転倒等避難障害とならないようスロープ等の保護をし、安全措置を施してください。

4. 防災設備周辺の隠蔽の禁止

・消火栓、消火器、火災報知器、誘導灯及び排煙スイッチ等防災設備の周辺並び点検口付近には、展示物、装飾物で隠蔽しないでください。

5. 展示用パネルの高さ制限

・展示用パネルを設置する際は、避難口誘導灯が見通せるようにしてください。

・吹抜け部分の天井高は12,820mmあるが、避難口誘導灯は避難口の上部3,900mmの高さに設置されているので、展示用のパネルの高さは原則2,700mm以下とってください。

6. 装飾部分

・装飾材料は不燃性、準不燃性、難燃性のものを使用してください。特に、カーペット、カーテン、布製装飾物、展示用ベニヤ板等は防災処理を施したもの(防災物品)の使用が義務づけられています。

・装飾材料を使用する場合には、図面に防災物品の認定番号を必ず記載してください。

7. 消火器の設置

・消火器は利用開始日から設置し、歩行距離20,000mmごとに1本となるように設置し、使用方法等を明示した標識を提出してください。

(注)ホール既設の消火器で条件を満たせない場合は、必要本数を用意してください。

8. 天井張り、屋根付き展示・装飾物の禁止

・天井張り、屋根付き展示・装飾物の設置は原則として禁止します。

・必要により天井を設ける場合は、透過性のある防災素材の布を使用してください。

9. 2階建て展示の禁止

・2階建て展示は原則として禁止します。

10. 床の養生

・搬出入のとき

- a 床材は非常に傷つきやすくなっています。したがってイベントスペースへの搬出入の際は必要に応じた床養生を行なってください。
- b 物品を移動する際は、引きずったりせず、持ち上げて移動するか、台車に乗せて移動等、床に傷のつくおそれのある行為はさけてください。

・設営のとき

- a 展示・装飾のための作業を行なう場合で、床に傷がつくおそれのある場合は、その部分を養生してください。
- b 展示・装飾物の金属部分が直接床に接する場合は、必要に応じその部分を養生してください。
- c 重量物の設置にあたって、床に集中荷重がかかる場合は、重量が分散するような措置をとり養生してください。

・粘着テープ使用の制限

床面へ粘着力の強いテープを直接貼る等、床に跡が付くおそれのある行為はご遠慮ください。やむを得ずテープを使用する場合は、粘着力の弱い養生テープ(マスキングテープ等)をご使用ください。

・釘打ちの禁止

床面への釘打ち・ネジ止め等、床に傷つく又は傷つくおそれのある行為はご遠慮ください。

11. 天井からの吊り下げ

・イベントスペース天井面にはバトンが設備されていますので、天井からの展示・装飾物の吊り下げを希望する場合は、事前にご相談ください。

防火・防災管理要領について

はじめに

(1)火災予防に関する消防上の規制は大変多岐にわたっております。したがって、催物を計画し開催するにあたっては、様々な法令・条例・規則等に抵触しないよう、早めに弊社及び中消防署に相談し、無理のない計画をすすめるよう心掛けてください。

(2)届出・申請につきましては、利用開始日の2週間前までにラシックへ届出をするようにしてください。

1. 自主防火管理

・主催者の皆様におかれましては、催物開催に際して、災害の未然防止と来場者の安全確保を図るため、この「防火・防災管理要領」を遵守するとともに、スタッフ等関係者への周知徹底をお願いします。

2. 防火責任者の選任

・催物に係わる防火責任者を主催者側より選任し、積極的に防火管理業務にあたらせてください。防火責任者は、利用期間中常駐し、責任をもって利用施設並びに催物の火災予防に努めるとともに、特に就業時の火元の点検を確実にこなしてください。

3. 自衛消防隊

・ラシックでは、非常時に備え自衛消防隊を編成しています。主催者側においても、催物の規模に応じて自衛消防隊を組織し、災害発生時には、当ラシック自衛消防隊の指揮のもとに、通報連絡、避難誘導、初期消火、救護等の任務を遂行していただきます。

・自衛消防隊員には、火災予防、通報連絡、初期消火(消火器の位置・使用方法等)避難誘導(避難口・避難経路・避難方法等)について周知徹底をお願いします。

4. 消防署への申請・届出

必要に応じて中消防署へ催物開催届けの届出が必要です。

なお届出には①進行予定表・②運営組織図及び連絡先③会場平面図及び立面図

④自衛消防隊編成表以上の書類を添付してください。

さらに次に掲げる項目に該当する場合は、別途下記の申請又は届出が必要です。

(1)「裸火の使用／火災予防上危険な物品の持込み」の申請。

(2)火を使用する設備又は火災発生のおそれのある設備等の設置の届出

・温風暖房機・炉・厨房設備・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・熱気浴設備の設置

・内熱機関によるヒートポンプ冷暖房機の設置。(入力6万キロカロリー毎時以上)

・設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン灯管設備の使用

・火花を生ずる設備の設置

・放電加工機の設置

(3)火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出

・火災とまぎらわしい煙又は、火炎を発するおそれのある行為

・煙火(がん具用煙火を除く)の打上げ又は仕掛け(銀打ち等)

・溶接又は溶断の作業

喫煙・裸火の使用・危険物の持込みについて

1. 禁止行為の解除

- ・名古屋市火災予防条例第28条第1項本文の規定により、会場内での「裸火の使用」「火災予防上危険な物品の持込み」は禁止されています。それらの行為を行なう必要がある場合は、中消防署に「禁止行為解除に関する申請」をおこない、許可を受けてください
- ・禁止行為の解除は、「特に必要」と認められ、かつ、認定条件に適合するものに限り認められる場合があります。

(注)禁止行為の解除は、「特に必要な場合」においても最小限の範囲に限られ、本基準に定める解除の範囲、又は基準許容量の範囲を理由に最大限を認定するものではありませんが、別の方法又は若干困難であっても別の場所でおこなうことができるものにあつては、当然解除認定されないこともあり、また、基準許容量についても最小限におさえられるなど、火災予防及び人命の安全確保が最優先されます。

2. 喫煙所の設置について

- ・健康増進法第25条に基づき受動喫煙を防止のためラシックパサージュでは、禁煙とさせていただきます。

3. 火気(裸火)の使用の認定条件「火災予防条例指導基準、別記、付表3による」

- ・避難口、避難器具から5,000mm以上離れていること。
- ・危険物品の持込み場所から10,000mm以上離れていること。
- ・火気使用場所の周囲2,000mm以内に可燃物がないこと。ただし、少量の火気を使用する場合においては、不燃材のつい立てとすることができる。
- ・電気を熱源とする設備又は器具は、使用電圧が300ボルト以下、定格消費電力が10キロワット以下であること。
- ・気体燃料を使用する設備又は器具は、設備又は器具1個につき入力6万キロカロリー毎時未満で、かつ、設備又は器具の入力を合算したものが15万キロカロリー毎時未満であること。
- ・入場者、利用者等の避難又は通行に支障が生ずるおそれがないこと。
- ・防火上必要な点検及び整理、清掃その他火災予防上必要な措置が講じられていること。
- ・消火器(2能力単位以上)が付加設備されていること。
- ・展示部分での火気使用場所は、集中させること。

(注)解除申請にあたっては、その箇所、数、寸法、及びその場所のレイアウト等を図面上に明記するとともに、電気設備器具については、その使用電圧及び定格消費電力の一覧表をまた、気体燃料を使用する設備器具については、その使用カロリーの覧表を添付して提出してください。

4. 危険物品の持込みの認定条件「火災予防条例指導基準、別記、付表4による」
- ・避難口、避難器具から5,000mm以上離れていること。
 - ・火気使用場所から10,000mm以上離れていること。
 - ・危険物については、指定数量(危険物の規制に関する政令別表第三)の5分の1未満の数量とすること。
 - ・可燃性固体類等又はマッチについては、条例別表5に定める数量の5分の1未満の数量とすること。
 - ・防火管理者、火元責任者又は現場責任者の監督による警戒、消火の準備及び直ちに事故に対処できる体制が講じられていること。
 - ・防火上必要な点検及び整理、清掃その他火災予防上必要な処置が講じられていること。
 - ・消火器(2能力単位以上)が付加設置されていること。
 - ・保管する場合は、他の物品と混在しないよう不燃性の収納庫に入れ、その収納庫は他の物品と隔離すること。
 - ・販売し、又は展示する場合は、ショーウインドー、棚等の中に入れ、入場者、利用者等が直接手を触れない措置がされていること。ただし、従業員によって常時監視されている場合は、これによらないことができる。
 - ・収納庫、ショーウインドー、棚等は地震時に容易に転倒し、又は危険物が落下しないよう措置されていること。
 - ・裸火により、危険物又は指定可燃物を食料品の煮揚又は加工に併用する場合は、前期火気(裸火)の使用の認定条件を準用すること。
 - ・燃料タンク等に危険物が内蔵された展示用機械、又は車両にあつては、周囲2,000mm以上の空間が確保されていること。
 - ・クラッカーを販売する場合は、1,000個未満とすること。
 - ・がん具用煙火は、箱入又は袋入りとし、薬量5キログラム未満とする。
 - ・可燃性ガス容器は、ガス総重量が10キログラム未満に相当する個数とすること。
- (注)解除申請にあたっては、その箇所、数、寸法、及びその場所内のレイアウト等を図面上に明示するとともに、その危険物品の一覧表と各々のカタログ及び指定数量に対する算定表、詳細図等を添付し提出してください。

<参考>「火災予防上危険な物品」とは、次のものをいう。

- (1) 消防法第2条第7項に規定する危険物
例) ガソリン、灯油、軽油、重油、アルコール、セルロイド類、濃硫酸等
- (2) 危険物の規制に関する政令表第4に掲げる可燃性固定類及び可燃性液体類
- (3) 一般高圧ガス保安規則第2条第1号に掲げる可燃性ガス
- (4) 火薬取締法第2条第1項に掲げる火薬類及び同条第2項に掲げるがん具用煙火。
例) 花火、がん具用煙火、火薬、爆薬、火工品等
- (5) マッチ

電気工事施工上の注意について

注意事項

電気保安の必要上、催物関係の電気工事施工については、次の諸点を周知徹底させ厳守してください。

- ・電気工事施工にあたっては、自家用電気工作物保安規程、電気設備技術基準、消防関係法令等に基づき、遺漏のないよう施工するとともに、ラシック内装管理室電気設備担当者(以下「電気設備担当者」という。)の指示に従い施工してください。
- ・電気工事業者は、現場責任者及び保安要員を定め、使用14日前までに所定の届出書類を提出し、承認を受けてください。また、届出内容に変更が生じた場合は、電気設備担当者に速やかに届出て、その承認を受けてください。
- ・電気工事業者は、イベント用分電盤開閉器の二次側以降の電線路については、責任をもって保安監督してください。また、現場責任者あるいは保安要員は、電気工事中及び電気使用中は必ず会場内で待機し保安の確保に努めてください。
- ・臨時配線を床上等損傷を受ける恐れのある場所に施工する場合は、適当な防護措置を施してください。特に設営、撤去作業中においては、作業用の電気配線を含め、作業足場等により、損傷を受けないように措置してください。
- ・電気工事業者は、電気工事完了後送電に先立ち自主検査をおこなって安全確認し絶縁抵抗測定を実施した後検査結果を報告し、電気設備担当者の確認を受けてください。施設管理上または安全を確保するため、施工方法について指示したときは、その指示に従ってください。
- ・事故が発生したときは、速やかに応急処置を行なうとともに、電気設備担当者に連絡してください。
- ・送電停止及び撤去作業終了時は、電気設備担当者の確認を受けてください。
- ・電気工事に伴う配線屑等は、必ず清掃・撤去してください。特に端子盤内には注意願います。

原状回復について

1. 原状回復のお願い

・イベントスペースの利用が完全に終了しましたら、会場をご利用になる前の状態にお戻しください。（原状回復）

2. 原状回復の方法

(1) 後片付け

・イベントスペース内及び控室等、ご利用になったところ・ものは、全て元通りにし、後片付けしてください。

(2) 清掃

・イベントスペース内及び控室等、催物の開催に当たって利用したところは、全て清掃を行なってください。

(注)原状回復が不十分な場合、やり直しをお願いすることがあります。

(3) ゴミ処理

・催物の開催に起因して発生したゴミは全て搬出撤去してください。

(4) 破損、汚損

・施設、設備等を破損、汚損したときは、その原状回復に必要な費用をご負担いただきます。

3. 原状回復の確認

(1)原状回復できましたら、ラシック担当者に連絡してください。ラシック担当者が原状回復の確認を行ないます。

(2)ラシックの原状回復の確認に合格しなかった場合は、その指示に従ってください。